

保育所入所選考基準点数表

保護者の状況等				基準 点数	
1	就労	常勤 パート	月160時間以上就労している	13	
			月140時間以上160時間未満就労している	11	
			月120時間以上140時間未満就労している	9	
			月80時間以上120時間未満就労している	7	
			月48時間以上80時間未満就労している	6	
		内職	自宅で物品製造・加工に日々従事している	5	
2	妊娠・出産		出産月をはさんで前後2か月の合計5か月以内	10	
3	保護者の 疾病・心 身の障害	入院		1か月以上の入院が決定している	10
		通院		週4日以上通院している	7
		自宅療養		自宅にて療養している	4
		心身の 障害	重度	身体障害者手帳1・2級若しくは精神障害者手帳1～3級の障害を有する若しくは療育手帳の交付を受けていて常時自宅での保育が困難な場合又はこれらと同程度の障害を有する	8
中度以下	身体障害者手帳3級以下又はこれと同程度の障害を有する		7		
4	家族の介 護・看護 等	入院		入院している家族に常時付き添っている	9
		通院		週4日以上通院している家族に付き添っている	7
		自宅療養		家族が自宅にて療養している	4
		心身の 障害	重度	身体障害者手帳1・2級又はこれと同程度の障害を有する家族の介護（看護）をしている	8
			中度以下	身体障害者手帳3級以下又はこれと同程度の障害を有する家族の介護（看護）をしている	7
5	災害		震災等による家屋の損害、その他の災害による被害の結果、復旧のため保育できない場合	13	
6	求職中		内定	7	
			未定	2	
7	就学	学生等	在学中で日々居宅外で勉学している（職業訓練等含む。）	9	
8	虐待・DV		虐待又はDVにより家庭で保育を行うことが困難であると認められた場合	13	

(備考)

- 1 保護者のうち基準点数の低いものを適用する。
- 2 6の「求職中（内定）」について、月平均就労日数、時間が明確に記載された勤務（内職）証明書の提出があったものは、就労の基準点を適用する。